

笠松町第6次総合計画中間案に対するパブリックコメントでいただいたご意見について

【意見募集結果】

実施時期	令和7年12月1日 から 令和7年12月15日まで		
意見提出状況	提出者数	1	人
意見提出方法	郵送	0	人
	FAX	0	人
	電子メール	1	人
	直接持参	0	人

【いただいたご意見の要旨と笠松町の考え方】

基本方向1 めくもりと笑顔あふれる思いやりのまち について

意見番号	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
1	<p>P.40の4段落目、笠松町の子どもの権利条例は、笠松町の学校の教育活動との連携を大切にしていきたいと考える。児童生徒は積極的に人権意識を高めていこうとしており、リーダー研修や学級活動などを通して大人に提言するなど、笠松町役場と密接な関係を保ちたい。そのため、大人たちへの要求や不平不満段階に留まるものではなく、多くの児童生徒が行動化することで、子どもたちの成長や大人社会へも刺激となる。人権について温かい風土の笠松町となるよう環境整備をお願いしたい。</p>	<p>「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての子どもの基本的人権を保障するものです。そのため、笠松町では、子どもたちの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が守られ、未来に向かって前向きに生きられるよう、啓発及び環境整備に努めます。</p> <p>また、権利条例の普及、充実には、学校の教育活動との連携が重要であり、学校での心の教育ならびに自発的・自治的な活動を地域社会とつなげて温もりのある創造的なものにする、子どもたちの願いや思いが地域社会と双方向でつながることで社会に夢や希望を抱き、人に優しい心、行動化の風土が培われ、子どもたちが安心感の中で自らの考えを述べ、大人とともに地域の中で主体的に活動・活躍できる機会創出できるよう、努めてまいります。</p>

基本方向2 未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち について

意見番号	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
2	<p>P.42の2段落目、ふるさと教育について、その中身の詳細（特に学校教育との関連）を言及してほしい。欄外に、「ふるさと教育」の説明があるとよい。また、なぜ今「ふるさと教育」が求められるのか、その背景を知りたい。</p>	<p>ふるさと教育の内容は、次のとおりです。</p> <p>①「郷土愛の育成」：ふるさとの魅力（自然、歴史、伝統文化、産業に係る「ひと・もの・こと」）を探究し、ふるさとへの愛着と誇りをもつ児童生徒を育てること。</p> <p>②「社会参画の意識」：地域課題の発見・解決に向けた探究活動を通じて、郷土の発展や伝統継承に寄与する態度や、将来の地域を担う「持続可能な社会の担い手」としての資質・能力を育成すること。</p> <p>昨今、祭り等の伝統行事への参加者不足並びに担い手不足が深刻化しているからこそ、①②を具現化するために、子どもたちも含めた全世代で参画する伝統行事の継承、子どもたちも含めた全世代で行う伝統文化の保存を笠松町として取り組み、ふるさとの文化伝承を持続的なものとしていきます。</p> <p>なお、P.42の欄外に、以下のとおり表記します。</p> <p>※2 ふるさと教育：地域の魅力を探求することにより、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、地域の未来を担う資質・能力を育てる教育のこと。</p>